はじめに

計画策定の趣旨

社会的養護の役割・機能の変化に対応したシステムの変革に向け、平成25年の 「長野県における社会的養護のあり方」(社会福祉審議会答申)での検討をもとに、 「家庭的養護の推進」を大きな方向性とし、県として目指すべき社会的養護のあり方 に向かって、施策の方向性などを明らかにするために策定。

計画の期間

平成 27 年度~41 年度(15 年間)

5年ごと3期(前・中・後期)に区分、期末ごとに進捗状況を評価し、見直し。

計画の特性

- 第1章:「長野県における社会的養護のあり方」をふまえ、広く社会的養護に関する 県の現状と課題を整理。
- 第2章:「あり方」の答申の中で、「できる限り家庭的な養育環境の中で行われるよう にすべき」とされた児童養護施設と乳児院を対象とした「施設養護」と、 「家庭養護」(里親・ファミリーホーム委託)について、目指すべき姿を示し、 それに向けた整備量目標や整備計画、施策の方向性などを明示。
- 第3章:児童養護施設と乳児院以外の社会的養護関係施設についての方向性を提示。

計画の推進体制

「長野県家庭的養護推進連絡協議会(仮称)」において年度ごとの進捗状況を確認。

第1章 長野県における社会的養護の現状と課題

- 第1節 長野県における社会的養護の現状
- 1 人口及び世帯数の動向
- 2 児童相談所の状況
- 3 社会的養護関係施設の状況
- 4 里親委託等の状況
- 5 市町村における相談援助体制
- 第2節 長野県における社会的養護の課題
- 1 施設養護に関する課題
 - (1) 児童養護施設の入所定員に対する入所児童数
 - (2) 施設における小規模グループケアの導入と地域分散化
 - (3) 母子生活支援施設における保護・自立支援
- 2 家庭養護に関する課題
 - (1) 社会的養護に占める家庭養護の割合
 - (2)養育里親の確保
 - (3)里親に対する支援
- 3 社会的養護における専門的ケア
- 4 施設退所後のアフターケア・自立支援
- 5 地域における子ども・子育て支援

「長野県家庭的養護推進計画」について

第2章 長野県における家庭的養護の推進

第1節 目指すべき長野県の社会的養護の姿

長野県に生まれ住む社会的養護の必要な子どもたちが、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下に 心身ともに健康に育ち、「自立できている」・「幸福だと感じられる」・「豊かな人間関係を築くことができる」ための養護を目指す。 ◇家庭養護(里親・ファミリーホーム)

社会的養護に占める家庭養護の割合が概ね1/3となることを目指す

【養育者の家庭(里親・ファミリーホーム)で、特定の大人との愛着関係の下に養育される子どもの増加】

【県・児童相談所・施設・里親会が一体となり幅広い県民の里親理解を深め、登録里親数を増やし、地域の里親支援体制を構築】

◇施設養護(児童養護施設·乳児院)

施設養護がより家庭的になることを目指すとともに、ソーシャルワーク機能を高め、地域の社会的養護の拠点となることを目指す。 【小規模化・地域分散化の推進と、養育の専門性を最大限に活かした施設の高機能化】

第2節 社会的養護の整備量目標と整備計画(児童数ベース)

(単位:人)

年度	H27		H31(前期末)		H36(中期末)		H41(後期末)	
要保護児童数見込	690		690		690		690	
本体施設の入所児童数(割合)	579	(83.9%)	484	(70.1%)	444	(64.3%)	273	(39.6%)
グループホーム入所児童数(割合)	37	(5.4%)	70	(10.1%)	80	(11.6%)	178	(25.8%)
里親・ファミリーホーム委託児童数(割合)	74	(10.7%)	136	(19.7%)	166	(24.1%)	239	(34.6%)

^{*}過去25年間の措置児童数推移や虐待通告件数の大幅な増加から、要保護児童数690人(H25末)の水準は今後も大きく変動しない 見込みとして目標を設定

第3節 施策の推進

基本目標1 家庭的養護の推進

◇家庭養護(里親・ファミリーホーム)の積極的推進

- 多様な広報媒体の積極的活用による幅広い県民への啓発と里親制度の正しい 理解の普及
- 養育里親の体験談による「フォーラム」などで、意欲ある登録希望者の把握と 効果的な勧奨による登録里親の増加
- ・市町村の母子保健担当部署や医療機関等との連携による、新生児の養子縁組 里親、乳幼児の短期里親委託の推進
- ・特別養子縁組のための育児休暇制度の普及による、児童の安定・最適な養育 環境の確保
- ・里親希望者と児童の特性等に応じた丁寧なマッチングによる委託の推進
- ・地区里親会の「里親サロン」など里親同士の相互支援や「児童家庭支援センター」 による里親支援への支援など、地域での里親支援体制構築に向けた取組の推進
- ・養育経験豊富な里親や社会福祉法人によるファミリーホームの開設促進
- ・「里親委託等推進員」配置による児童相談所の体制強化と、施設配置の「里親支援」 専門相談員」や市町村と連携した里親開拓、委託、里親支援の推進

◇施設養護における家庭的養護の推進

- ・社会福祉法人等が行う小規模化、地域分散化に向けた整備への支援による、施設 における家庭的養護の推進
- ・家庭的養護の推進に向けた職員配置の改善や待遇改善の国への働きかけなど、 入所児童の安心安全な環境の整備
- 施設職員の経験に応じた研修による、家庭的養護におけるケアの質の向上

基本目標2 専門的ケアの充実

- 継続的な研修等により、虐待により心に傷をもつ児童や発達 障害などに対応する施設職員や里親の専門的な知識・技術の 取得支援
- より高度な養育スキルをもった専門里親の育成確保
- 児童相談所職員の専門性向上研修による、施設や里親への 支援体制の充実

基本目標3 自立支援の充実

- 自立に必要な学習経費や就労のための運転免許取得経費助成 など、関係者の連携による入所児童等の自立に向けた計画的 取組の推進
- 自立支援担当職員の配置などによりアフターケアの取組を 行う施設を支援
- 施設による自立支援やアフターケアが円滑・適切に行われ るよう、児童相談所による情報提供その他の必要な支援 や施設職員研修等による資質向上支援

基本目標4 家族支援、地域支援の充実

- ・「児童家庭支援センター」の設置運営に取組む施設への支援 などで、地域の児童家庭の虐待等に関する相談支援体制強化
- ・「子育て短期支援事業」など、地域の子育て支援事業に取り 組む施設への支援
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会の運営研修や児童相談所 職員のスキルアップ研修等による協議会の活性化と、地域 支援機能を高める施設の協議会への参画支援

第3章 その他の施設等の方向性

- 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 母子生活支援施設 自立援助ホーム ○児童家庭支援センター